

紀伊水道海域の入漁景觀

——加太地先におけるその存続を中心として——

藪内芳彦

新漁業法下における共同漁業権区は決して不当に入漁を拒否し得るものではないが、共同漁業権区の設定は地元漁民をして「われわれの漁場」意識を高め、従つて他浦の入漁を排除しようとする動きが顕現に見られ、ために漁村相互間にしばしば紛争が生じた。本来入漁は漁撈手段の発達、漁場の質的变化、当事者の社会事情の変遷等によつて変化するのが普通であつて、従つてそれは制度改革後においても、各々の場所の性格によつて、或は存続し、或は消滅した。けれども藩政当時浦浜制度の下に発生した入漁關係が、いかに漁業が旧慣を墨守しがちであつたとはいえ、制度改革を貫いて一地主で敷多く延々として今日まで残存するということは、恐らく注目

に値する現象と考えられる。しかしこれが紀伊水道加太地先の場合なのである。かかる入漁の敷多くのほとんどそのままの全面的歴史的運統は、その關係諸漁浦の各々の全内容を分析した上でないと、十分理解することができないと思ふが、ここでは以下主として本権

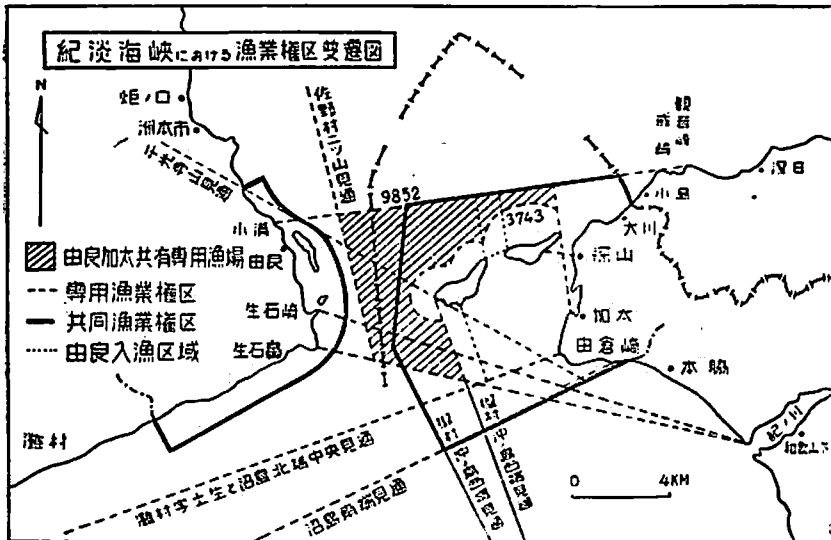
者（入漁受入側）たる加太について、その漁業権区の成立、入漁案件の歴史的経過並びに漁業生産様式を検討することによつて、そこに現存する關係を、入漁景觀と名付くべきものの性格を明らかにしたいと思ふ。

一 漁業権区並びに入漁権の成立過程

和歌山県・大阪府及び兵庫縣淡路島の交界水域は大洋と内海との接觸部に當り、加太町地先及び友ヶ島の周辺には深さ一〇間から四〇間の約二〇個の大小さまざまな瀬（海堆）が存在し、従つてブラクトンの密度が高く、鯛・鰻・鰯・鰱・鰒・目白・つばす（鰯の幼魚）・さごし（鰯の幼魚）・鶏魚・鰻・鮎・石鯛・鱈・鱈・玉糸魚・柔魚・鰯・鰯・和布等魚貝類に富み、極めて良好な漁場要因を備えている。なお今日加太湾（友ヶ島と地方との間の所謂内浦）には人工的海堆たる築磯が六カ所設けられ、外浦には友ヶ島の北

り南沖拾五町同島より西沖拾町田倉崎南沖拾町加太網代ニ相極
 リ夫より沖ハ加太湊立合ニ而漁可仕旨被為仰渡候尤加太漁師も
 右三郡御奉行様より被為仰渡候旨被仰聞候依之双方証文取かわ
 し目今後子々孫々ニ至ル迄右之通相守少も違犯有聞敷候為後日
 一札如件
 元録三年午九月
 かかる裁許はそれまでの仕来りを基準としてなされることが常であ
 ったから、加太の特占漁場はすでに古くから友ヶ島を包含していた
 といえよう。
 明治末(旧)漁業法の施行に當つて加太町の地先専用漁業権区
 (三七四三号)はほとんど藩政当時の漁獵場をそのままに(図2)のご
 とく設定されたのであるが、更にその地先漁場より西部に、対岸淡
 路の由良との間に由良・加太慣古専用漁業権区(九八五二号)なる
 共有漁場が設定された。この場合由良町の地先水面は狭く、従つて
 紀州・淡路間の水域は大部分に亘つて加太漁民によつて利用される
 といつてもよい結果となつた。この共有漁場の設定は明治三八年に
 なされたものであるが、共同漁場使用の事実そのものはすでに久し
 く、このことは共有漁場設定に當り、両者とも共有慣古証提を作製
 して申請していることで明らかである。しかし共有漁場区域の決定
 を必要とするに至つたのは直接的には両者間の文字通りの流血的な
 漁場紛争によるものであり、その紛争の主因は由良側の底曳網漁業
 と加太の一本釣及び網漁の漁勢手段の相違と相互の漁場侵犯にあつ
 た。かくして「加太町由良町海面漁場区域協定書」は両者の専用漁
 場区域の中間にある部分を両町の共同専用漁場とし、この共有漁場

(図 2)



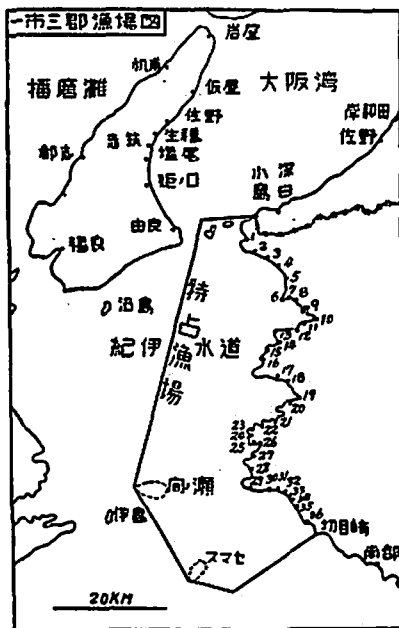
を西ノ瀬戸（紀淡海峽）の中央を以て以東を和歌山県、以西を兵庫県の所轄とし、該漁場内における新規の漁法の採用は双方の協議を遂げた上でなければ一切行つてはならないと規定している。また他面入漁権に關しては、共有漁場中の和歌山県及び兵庫縣所轄の水城で加太町及び由良町が特約している入漁は加太町及び由良町において任意に処理してよいことが認められ、この場合加太町の特約する入漁権者は大阪府では泉南郡深日村及び同郡多奈川村小島であり、和歌山県側では海草郡西脇野村本脇、同郡雑賀崎村及び一市三郡共有漁場所屬の浦々であり、由良町のそれは大阪湾に臨む淡路の東岸の短ノ口、塩尾、佐野、飯屋、同島西岸播磨灘に臨む都志、及び机浦（富島町）、更に大阪府の岸和田、佐野、岡田の浦々であつた。

（四三）これらの入漁権者の分布によつて明らかなことは、由良地先への入漁浦は淡路の東岸及び大阪湾東岸南部の所謂泉南地方に多く、淡路の西岸は勿論南岸にも非常に少いのに対し、和歌山県側では紀伊水道に臨む漁浦はすべて何等かの形で加太地先への入漁権を持つてゐるということである。つまり淡島の南岸や阿波の漁村は紀淡海峡方面に入漁することなく、彼等の活動水域はそれより南の紀伊水道にある^{（註一）}こと、和歌山県西北部漁村は紀伊水道に漁場を求めるとは加太地先に入漁権を持つてゐるという事実である。このことは加太地先のこれらの漁村に対する経済的役割が極めて大きいかの感をいだかせるが事実は後述することくそうではなかつた。

もつとも加太の東に接する本脇浦はその近接性の故に加太と入漁を結んでゐたことや、また雑賀崎は古来一本釣を以て遠く県外及び紀南に出漁する伝統的習慣によつて加太への入漁を行つていたことは

一市三郡共有漁場所屬漁村

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 加太 | 2. 西脇野 | 3. 松江 |
| 4. 雄ノ湊 | 5. 水軒 | 6. 雑賀崎 |
| 7. 田野浦 | 8. 和歌浦 | 9. 布引 |
| 10. 海南 | 11. 冷水 | 12. 塩津 |
| 13. 大崎 | 14. 下津 | 15. 根 |
| 16. 箕島 | 17. 千田 | 18. 田稻川 |
| 19. 湯浅 | 20. 広 | 21. 唐尾 |
| 22. 衣奈 | 23. 小引 | 24. 大引 |
| 25. 神谷 | 26. 由良 | 27. 志賀 |
| 28. 比井崎 | 29. 三尾 | 30. 和田 |
| 31. 吉原 | 32. 浜ノ瀬 | 33. 北塩屋 |
| 34. 南塩屋 | 35. 名 | 36. 印南 |



(四三)

別としても、少くともその他の一市三郡漁浦の入漁は一市三郡共有漁場なる特殊な結合關係の結果と見なければならぬであらう。しかし一市三郡漁浦がどの程度加太地先を利用してゐたかは疑問であり、恐らくその入漁はほとんど単に名義的なものにすぎなかつたと(註)思われる。

(註1) たとえば淡路南端の瀧村から南へ二・五キロの海上にある沼島(昭和二四年総戸数六八三戸、漁業専業戸数三二四戸、漁船数二四六隻中五トシ未満の無動力船八四%)は釣及びいさり漁を中心として、漁場は主として沼島近海であるが、漁期の九一〇月には一部は四國の檜養、小松島、甲浦、高知、浦戸、須崎、紀州の湯浅、御坊、周參見、勝浦方面に向うが、紀淡海岸方面に出漁することはない。

(註2) 一市三郡漁場とは和歌山市及び海草、有田、日高三郡の共有特占漁場をいい、これは明治二〇年の漁業組合準則に基いて旧慣による漁場区画を定めることによつて成立したもので、該特占漁場は明治二一年の申請の際の図製図によれば加太地先を含み、それ以南から日高、西牟婁兩郡界に至る沖合を包含している。この共有漁場の實質的な成立は可成古いと想像されるが、しかし紀北の突出部を断続的に包含していた海部郡といかなる關係があるかはもとより詳にしないが、それと何等かの係わりがあつたのではないかと思われるふしがないでもない。というのは該共有漁場の北部地域即ち旧来の海部郡の大部分に當る加太

——箕島間(加太、磯脇、本庄、西庄、古屋、松江、湊、水軒、養賢、田ノ浦、和歌浦、毛見、内海、塩津、大崎、方、下津

根、箕島)では特に又相互の入漁關係を最近まで維持してきたのであつて、それによると各漁浦は各々特定の漁法を以て、地先水西専用漁業の免許又は変更の如何にかかわらず、従前の例にならつて入漁することに異議のないことを認め合つてゐるからである。この最新の入漁契約書(昭和一五年)を見ると、いか、たちちおの一本釣の三種は加太地先は加太のみにより他浦の入漁を認めておらず、またはまぐり、あさり、がんがら、ばかがい、四種は従前通り砂浜海岸に立地する磯脇、本庄、西庄、古屋、松江、湊、水軒の七組合においてのみ入会うものとされ、また加太は磯建網及び阻流狩網については特に磯脇への入漁が認められてはいるが、その他の漁法を以て磯脇以外の地区に入漁することができないとされている。ところで、加太漁業協同組合に保管されている今一つの年代不詳の紀伊三郡共有漁場図なるものがあるが、これによると加太がその共有漁場に関係してゐないことが知られる。このことについては現加太漁業組合の清水理事長の語るところによれば従来加太は一市三郡漁場の圏外にあつて独立してゐたのであるが、後明治二一年に加入するに至つたといふことであつて、加入の理由も特別なものではなく、組合間の友誼上にすぎなかつたことである。思うに加太地先は良好な漁場に恵まれ、他地先へ入漁することがほとんどなく、共有漁場に入したところで経済的にプラスになるよりは却つてマイナスになる方が多かつたと考えられる。

さて漁業組合準則による明治二一年の共有漁場区域は単に形式的な区画設定ではなく、そこには強力な経済的理由が潜んでいた

ことを見落てはならないと思う。つまりそれは他府県漁船の紀伊水道への侵漁による沿岸漁民の困窮化のために、明隨な特占区域を画することが強く要請されたことに外ならない。和歌山県においては旧慣に基づいて明治一二年二月紀の川河口附近で曳網を使用することが県令によつて禁止されたのであるが、同年三月頃から備前国和氣郡日生村の漁船百艘が流堅網（打瀬網類）を携え、海草、有田、日高郡の沿岸諸処に來航し、また有田郡小豆島村矢櫃の漁民が該網を新調して、海草郡及び日高郡の間において操業したので、海草郡の漁民が大いに困窮したとあり（海草郡誌、八三九頁）、また日高郡沿岸地方でも同様日生村辺の漁船が日高郡の小引浦方面に、矢櫃のものは衣奈浦初め一一箇村内に於て盛に流堅網を使用したので沿岸漁民が大いに窮困したと誌され（日高郡誌、九六一頁）、なお旧藩時漁業制度調査資料によれば、海草、有田、日高郡及び和歌山市の漁場において一〇数年前より（この資料中、和歌山県の郡は明治三〇年に寄られたものであるから、一〇数年前とは明治一〇年頃以降を示す）大阪府、兵庫県及び岡山県の漁民打瀬網を以て侵漁するものがあつて年々その漁民が県下沿岸漁民との間に紛議を生じ、その内でも重なるものは大阪府であつたと述べている（資料、第一編、八九頁）。以上のごとく侵漁に対する沿岸漁民の團結的対抗が一市三郡共有特占漁場の設定に強力に作用したことが考えられる。しかしこの共有漁場は他府県の入漁を全面的に排除する程のものではなかつた。この共有漁場は戦後の漁業制度改革時まで続いたが、改革に伴つて解体し、その際三七〇〇万円の漁場補償がなされ、加入三六組合（の

補償金の配布はおおむね漁場利用の程度を基準としてなされた。補償金を最も多額に配布されたのは筑島（五七四万円）、田野浦（二二八）、雑賀崎（一九四）、比井崎（一五〇）、大崎（一四八）、浅（一三〇）、衣奈（一一八）等の順で、筑島（特に辰ヶ浜）と田野浦は最大の二つの底曳漁業の卓越地であつたことは注目にする。この二浦は紀伊水道の泥沙質の海底を好個の漁場としていたのであつて、彼等の底曳網漁業は従つて絶えず沿岸漁民との間に軋轢を生じていたのであるが、加太地先に侵入することはほとんどなく、これら二浦以外の者も加太内浦にまで進出することは少なかつた。勿論かかる事情の背後には少くとも地先の内浦は特占漁場として常に確保しようとする加太の伝統的な意向が強く働いていたことはいうまでもない。以上のような事柄によつて私は一市三郡漁場に所屬する漁村の加太地先への入漁権の効力も實際は形式的名義的なものであつたと考えている。

なお、明治三八年の由良町・加太町漁場区域に関する契約書は兩町の専用漁場への交換的相互入漁が承認され、その入漁条件の主要点を要約すれば次の通りであつた。

- 一、由良は謀計（棒受）網を使用してはいけない。
- 一、由良漁業者は加太専用漁場内は勿論共有漁場にあつても加太漁民が謀計網を使用している場合はその周囲四〇間以上陸れていなければならぬ。
- 一、加太地先へ入漁する由良の漁法は八田網（あじ、いか）、手繰網（たい、ふか、はも）（但し手繰網には五智網は含んではならないし、八田網も屈間使用のものに限る）、延縄（

たい、ふか、はも、ぶり、あなご、ぶらめ、下ヶ釣(船を流しながら釣る。いか、たい、はまち、さわら、あじ、ぐち、かつお、たこ、いさぎ、べら、ぶり、たちうお)、餌床抄(いかなご)とし、掛釣(船を錨で止めて釣る)は禁止区域(地ノ島周辺)以外でも加太の操業を防げてはならぬ。

しかも以上の各漁法の操業隻数漁期及び漁場の制限が細部に亘つて行われ、かつ大部分が所謂内浦(加太湾)における操業が禁ぜられ、加太専用漁場の全部に亘つて入漁が許可されていたのはたちうお釣といかなご餌床抄の二つにすぎなかつた。これに対し加太漁民が由良の専用漁場に入漁し得る漁種は採藻(わかめ)と竿釣(たい、めばる)のみであつたが、しかしその全域で操業することができ、しかも船数や漁期には何等制限が付せられていなかった。以上のごとく由良側により多くの制限が加えられているのは内浦の社会的勢力の優劣によるよりはむしろ優秀漁場の偏在と専用漁業権区成立の歴史性に起因するものと思われる。最後にこの契約書は毎年一回双方の代表者若干名相集つて懇親を計る水交会の開催を規定しているが、明治三八年の流血を前提としてこの一条が真によく理解されるのであつて、戦時中の一時を除いて爾来昭和二八年まで回を重ねること四〇回に及んでいる。

次に雑賀崎村の入漁はどうであつたか、雑賀崎は古来一本釣をお家業として広く活躍していることはすでに一言したが、加太への入漁の成立は明治三四年に両者間に結ばれた媾和締約証書によつてその次第を知ることができる。即ち雑賀崎の釣漁者は加太の特占漁場

のある部分へ慣行的に入漁して来たと言張するに對し、加太側の見解はそうした事実もなく理由もないとし(この点註で述べたごとく加太の一市三郡漁浦への加入は単に形式的であつたことを示す)、若し従来雑賀崎が入漁していたとするならばそれは優漁に外ならぬとした。雑賀崎はこれに服せず、時の一市三郡漁業組合長が事態を憂慮し仲裁役を買ひ両者納得の上締約を見るに至つたのであつて、その要点は次の通りであつた。

一、田倉崎から友ヶ沖ノ島々尻を見通しこれを分界線としそれ以外(凡そ西南)に限り雑賀崎の釣漁者の入漁を認める。但し使用する漁業の種類は掛釣、下ヶ釣、竿釣、錨釣、延縄の五種とし、若しこれらを変更しようとする時は加太の許諾を経なければならぬ。

一、雑賀崎の釣漁者が錨を釣る時期にその餌に供する活錨を必要とし、加太の持網(謀計網)漁者が錨を捕獲している場合は出来得る限り雑賀崎漁者の懇請に応じ、相当の価額で売却しなければならぬ。但しその錨は釣船二〇艘以内を要する分に限る。

一、加太の持網漁者が錨をとつたときは持網漁者間において予め協定しておいて雑賀崎に売却の便を計ること

一、加太持網漁者が錨売却の便を計つて呉れない時は前記入漁区域において雑賀崎は自ら錨を釣捕してよい。しかしその船数は二〇艘以内としかつ加太の持網が操業しているところでは釣捕してはならない。

一、雑賀崎は礼式として毎年陰曆四月二〇日總代表二名を加太

漁業者總代の宅に出し謝儀を表わすこと

一、雜質罾漁者が締約に違背したときはこの証書の効力を失う。但しその違背の漁船五艘以内であるときは一艘につき違約料として金一〇円づつを加太に納めるだけでよろしい。

加太の東に接する西脇野村本脇浦の加太地先入漁は一加太海面の漁場に入漁する本脇の五智網と称する漁法は放を叩き魚を感ずることある而已ならず常に釣漁者の網代に於て之を使用するにより加太の釣漁者は我漁業に障害ありとて其入漁を拒み本脇は之れが慣行なりとて背せず争論起りて茲に年あり其の勢い竟に進んで法衙に訟へ以て權利の所在を決せんとす……」という事態となり、これまた一市三郡漁場組合長の仲裁の下に明治三二年購和締約証書の調印を見た。この場合まず問題になるのは本脇浦五智網の入漁区域で、これは田倉崎最近出し線（友ヶ沖ノ島南端に沿ひ淡路千光寺山を見た勢の延長上田倉崎を去る隔離の少い線をいう）と友ヶ沖ノ島南端に添い千光寺を見通した線より以南に限られている。この入漁区域は前記の雜質罾のそれよりもなお若干南に設定されたものである。更にその船数は二一隻に限られかつ網長、船の構造、乗組員数が詳細に規定され、かつ変更に関しては加太の承諾を経なければならぬとされている。

以上の雜質罾及び本脇の入漁はその後数度契約更新の時機を経たが、全く無変化のまま制度改革まで存続した。

次に大阪府泉南地方からの加太地先への入漁は合法非合法の形はいずれにせよ、少くとも幕末当時から行われていたのであつて、深日村の漁民が加太村の特占漁場に侵漁して鮭漁の妨害をなしたとい

うので、天保二二年一月断然その入漁を禁止するに至つたが、深日から手繰網三〇艘に限つて鮭漁の妨害とならない毎年一〇一五月まで季節を定めて入漁報酬として年々銀三百文づつ出金するから、入漁を許されたいと申出たに對し、加太は鑑札三〇枚を製し、毎年一〇月入漁料と引換に鑑札を交付し、翌年五月鑑札を悉く引あげ、更にまた交付することにしてその入漁を承認している（前掲漁業制度資料、九一頁）。その後明治一二年と一七年に入漁料の変更を見、一七年に手繰網の外に堅網及び網罟漁業を加えている。いま明治二九年の入漁契約によつてその条件を見るに、手繰網は毎年旧曆一〇月から四月限りとし、漁場は西は淡路津名郡生石崎より沼島見通し限り、東は（苦々）ヶ地ノ島字藻崎上手を限りとして決して加太湾（内灣）にはいつてはならないとし、また夜打網は一切禁止（この禁止は深日に對してのみではなくすでに明治一五年県令によつて地先での操業は禁止されていた（和歌山県誌、上巻、一四二三四頁）。堅網は旧正月から同四月迄の内連月六日より二〇日月夜廻り一五日の夜、つまり漁獲の少い時に限られ、闇夜は加太の漁期となつていた。この入漁区域もまた友ヶ島南島の西部であつた。船も旧一〇月から四月までの閑散期で漁場はヲコ瀬より西限とされていた。多奈川村小島の入漁も相当古いらしい。明治一一年以前は別に入漁料を徴取してはいなかつたが、この年から入漁料を取ることにしていく。明治二九年の契約では、入漁種は鮎と延縄で、兩者とも捕獲魚が指定され、新規の漁法は違反、内浦への入漁は禁止、加太の謀計網の近傍での鮎釣は不可とされてきた（漁業制度資料、九三頁）。大阪府下の以上二浦の入漁も爾來入漁料の変更以外にはほとんど

無変化のまま制度改革前まで継続したのである。

二 漁業制度改革後における入漁権の設定

「漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ漁業の民主化を図ることを目的」(漁業法、第一条)とした(新)漁業法は(旧)漁業法下根付又は磯付を自然的基礎とする過去の浦浜制度の慣行の固定化によつて、低い生産力と旧来の生産關係とが支配し、多くの矛盾を醸していたのを一挙に打破しようとしたのであつて、その結果漁場に関しては一切の白紙還元よりする再配分を断行した。かくして専用漁業権は若干の変化を伴つたが新らしく共同漁業として誕生した。元来専用漁業権は独占排他的な性格を持つものであり、従つてその継承たる共同漁業権もまた原理的に専用漁業権と同様の性質を受け継いだ。ところで専用漁業権区並びに共同漁業権区は、たとえば地元の上の諸生産力による人口扶養力とか、或は漁場価値による経済的な平等分配を考慮して設定されたものではなく、たかだか、行政区画乃至は大字界等によつて大小様々に区切られたにすぎない。従つて漁場の良否、或はその広狭等によつて各浦々の漁業生産に著しい不平等を生ずることは避けられない。このために漁業条件の不利な漁浦はどこか他浦の地先に入漁するという事態が発生する。これが所謂平等な敷村入会に非らざる劣位な条件における他村入会(原暉三、日本漁業権制度史論、七五頁)となつて現われる。かくして独占排他的な漁業権区でありながら、その中に入漁権なるものが発生する理であ

り、このことは漁浦内部の低位な生産力及び外部的政治的圧力のために、漁業が沿岸のみ屈辱せざるを得ない場合は、入漁権はいよいよ複雑尖鋭化することは当然であろう。しかし一般に旧法下の封建的な漁業生産様式が、問題を残しながらも、一応法的に清算され、新しい共同漁業権区が「われわれ漁民」の漁場となり、かつ一部は目からも責任を持たねばならない沿岸漁場の荒廃を惹起する各種漁法の不法な横行等によつて、良好な漁場をもつ該権区にあつてはいよいよそれを自己の物として確保しようとし、法の精神とは逆に極端に排他的な独占意識を形造つていったことは否定できない。この故に「入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる」(第四五条)と規定している。以上によつて明らかなく、入漁権なるものは漁村経済上他の漁業権に比しせいぜい第二義的副的意義を持つにすぎないと断ずることは非常な誤りであり、それは、共に養を分つ形においてではある、漁業生産平等化への重要な調整的役割を果している点で高く評価されねばならない。

さて戦後紀伊水道で最も大きく浮び上つた問題は大阪府と和歌山県の相互入漁のそれであつた。漁業制度の改革に當つて昭和二四、二五年の二度に亘つて大阪府泉南郡から打瀬及び手繰網の入漁を一市三郡漁場管理委員会に申請してきた。ところが当時和歌山県側と

しては特に紀伊水道附近において、魚類の高価格に伴つて自県の打瀬及びえび溜網が著しく増加して（その中心は前記辰ヶ浜及び田野浦で、県下で許可を受けているものは三〇〇隻、不法もぐり船四〇〇といわれ、その大部分は紀伊水道を漁場としていた）、漁場の荒廃が目立っている矢先でもあり、かつ泉州の打網及び手繰網は飛行機桁や石桁を使用するので漁場の荒廃に拍車をかけることを恐れて、この申出を拒否した。一方泉州郡としてはかつて一市三郡漁場が成立した当時は泉州の舟三〇〇艘を無条件で入漁させていた事実を強調して、両者間に烈しい意見の対立を見たのであった。昭和二五年まで大阪府から紀伊水道への打瀬網の入漁と交換条件として和歌山県から大阪湾に向つて鑑揚線網が出漁していたのであるが、結局改革を契機として一応入漁関係が絶えていた。この間和歌山県側では底曳網漁業の中心地である辰ヶ浜及び田野浦並びに紀北一本釣漁業者の大阪府下の入漁に対する反対が大きく、また瀬戸内及び大阪湾岸の漁業者が打瀬網の操業区域を紀伊水道に拡大しようとする希望を持っていたのに対し、紀伊水道に臨む和歌山、徳島の二県が日ノ岬と伊島とを結ぶ線以北、和泉国境以南を紀伊水道特別海区として打瀬網の南下を防ごうとしたとき一連の動きが見られた。とにかく結局、昭和二七年一二月に大阪和歌山両府県の入漁関係は相方とも従来の慣行を放棄するに至つたのである。

両府県のこの問題は、しかしながらしかく上述のごとく割切つて幕を閉じたのではなかつた。尤も対府県の公的な問題としては打ち切られたとしても、漁村対漁村の問題として潜行的に尾を曳いた。このことは前節において観察した恐らく藩政当時から泉州郡深日

及び小島の加太地先への入漁は制度改革後いかに發展したかを見れば明らかである。つまり入漁料の変更を除いてはほとんど文字通り前記明治時代のままといつてよい条件の下に入漁の残存を見たのである。即ち昭和二七年から三〇年の間有効である加太・深日入漁契約書によれば

一、手繰網漁業は旧曆一〇月一日より四月末日までの間で、西は加太漁業組合漁場中紀淡海峡中央（由良漁業組合との境界線）限りとし、東は地ノ島北方五丁以外の海面とする

一、刺網漁業は正月一日から四月末まで連日六日より二〇日まで月夜廻り一五夜づつとし、漁場は戒崎以北及び地ノ島外部の内字ヌンダ以東の海面とする

一、蛸壺は周年とし西は紀淡海峡中央限りであるが、漁期及び区域については制限することがあるという条件付である。

この契約がなされて数カ月を経ずして深日の違反漁業が早くも摘発され、「寛大な処置」をいたさうとしたい旨の願と同時に誓約書を加太に提出していることは注目に値する。即ちこの種の違反乃至侵漁が頻々として発生しているが（昭和二三年由良底曳網の内浦侵漁、岩屋の延網の二二年、二五年の内浦侵漁、二五年田野浦の底曳網、同洲本の巾着網の侵漁等）、その都度誓約書なり詭状なりにおいて「爾今絶対にかかる行為は致さず……万一繰返す時は如何なる処置を講ぜらるるとも一切異存なく」なるすでに久しく用意されてきた言葉が真実とも形式ともつかぬ形で述べられてきているのであつて、加太側においても同じ態度で所謂「寛大な処置」を繰り返していることは不変に伝統的な生産様式に低迷する沿岸漁村の一表現に外な

らないであろう。

なおまた別に昭和二八年一カ年有効の下に深目の板溜網(オッタ
トロール式)が加太の延縄が操業しない限り内浦を除いて入漁し
てよいことが認められている。

次に加太漁業協同組合契約証書昭和二三・八・二〇日によれば小島の入
漁額は釣及び延縄の二種であり、入漁区域は友ヶ島外部で北は紀泉
国境より兵庫県津名郡志筑見通線以南において東は大川瀬より西は
ヲコ瀬に至り、それより南はソデガ瀬の西端までとし、これまた内
浦への入漁は許されていない。使用漁具及び操業方法は従来使用す
るものに限定されている。従来とは少くとも藩末を意味すると考え
てよい。つまりこの承諾は前記明治二九年のそれに直結し、明治二
九年に「此漁具漁法へ従来使用セシモノニ限ル」とあるのは更にそ
のまま落政当時に通ずるからである。釣延縄による捕魚の種類はま
た明治二九年のものと全く同一であり、鑑釣は加太の接受網(謀計
網)の特定区域では行つてはならないし、またその防害にならない
範圍内で操業するとの規定も従前とは無変化である。

なお明治三八年の加太・由良の専用漁業権区への相互入漁は改革
後いかに継承されたかは次の昭和二六年の協定書によつて伺うこと
ができる。

- 一、由良組合一本釣漁業区域は沖ノ島外部虎島以西北、及び沖
ノ島平バエ東端より和歌山県海草郡根村沖ノ島西端見通線以
西とする。但しソデガ瀬(田倉崎より兵庫県三原郡瀨村宇土
生と沼島北端との中間点見通線以南の区域)は除く
- 一、由良の鑑掛釣の区域は地ノ島外部以西北の区域とす。但し

加太の接受網の操業中はその周囲四〇間以上を離れていなけ
ればならない。

- 一、イカナゴ餌床抄は一本釣と同じ区域とする
- 一、加太組合の入漁種は和布切、めばる及びたい掛釣とし
- 一、由良の鑑掛釣及び加太の掛釣に關しては漁期、釣数、漁獲
物等何も制限せずとあり、

以上の契約によつて明治三八年の契約書は解消したことを誌して
いる。図2において鑑掛釣のみは地ノ島西端のところまで由良が入
漁できることを示している。この新契約と明治三八年のそれを比
較すると若干の相違点が見出されるが、しかし本質的な変化はな
くむしろ加太地先漁業の因襲的性格が一層よく現れているにすぎな
い。即ち前の契約において由良側の入漁種となつていた延縄及び八
田網(浮敷網)が新契約から除外されていることは謂うまでもなく
新法下小規模な運用漁具による浮魚漁業(釣、網、延縄等)は専用
漁業権の当時と異つて、共同漁業権種から除外され自由漁業となつ
たことによるものであり、従つて下ヶ釣、掛釣の如何を問わず一本
釣のごときは自由漁業として入漁種の対象とはなり得ないに拘わら
ず、この場合加太地先にあつては一本釣においても入漁区域が区画
されていることは特に注目すべきである。更に手繰網が除外され、
イカナゴ餌床抄も以前は内浦においても操業が許されていたもの
が、今回は友ヶ島の外側に出された点に相違がある。これらの若干
の相違点はすべて従前から内浦の一本釣を擁護するために内浦への
入漁を極力拒否し続けてきた加太の伝統的態度を一層よく示して
いるに外ならない。

(註) 浮魚漁業は元來漁場を独占排他的に利用するものではないから、若しこれを漁業権として認める時は地元漁民の漁場独占を生じ、生産力の発展を阻止することになるから共同漁業権からは除外された(堀合道三、漁業制度改革の概観、法律タイムズ、一九五〇、二月号)というのが一応もつともな見解であるが、また他面浮魚漁業に名を借りて資本制による地元零細漁民の漁場を奪う危険性も指摘されているところである(瀧見俊盛、漁業法、法律時報、一九五〇、二月号)。加太が自由漁業たる一本釣でさえ入漁対象として取扱つたことは、資本制による運用網漁具の侵入の危険性を考慮したからというよりは、零細一本釣の進出であつても、これが加太自体の生産力の維持にすら重大な影響を与えるからである。従つて、もとより八田綱や延縄等の内浦侵入は初めから許すべからざるものではあるが、一応法的には自由漁業として入漁の対象とならないうまでである。法の示す細部原則にさへ従うには加太はあまりにも沿岸依存零細漁業であり、勢いその漁場の独占的方向を辿らうとする。しかしこのことは決して加太のみの零細性を強調しようとするものではなく、女唄いの形で入漁権の取得に狂奔する多くの漁村もまた押し知るべきである。

なお雑質崎の一本釣及び延縄の入漁は前述の理由により改革後は入漁権としては消失したが加太内浦への自由進漁は認められないし、また本脇浦の五智網の加太地先入漁については、元來本脇浦は砂浜海岸における地曳網及び底曳網(五智網)に出色していたのであるが、近時洄游魚の接岸の激減に伴つて、今日若干の地曳及び船曳網を残置しているけれども、その外に揚網漁業が発達し沿岸依

存度を低下せしめ、ために底曳網による直接加太地先への入漁を見ないが、魚族の移動状況によつては加太との間に問題を起す可能性があると思われる。

三、加太浦の漁業生産様式の特徴と入漁

前二節によつて明らかなことはまず第一に明治時代(旧)漁業法施行以前、少くとも藩政末期の慣行を基礎として加太地先に設定された周辺漁浦の入漁が、一見戦後における漁業制度の大改革が無かつたかの如く、多くの場合ほとんどそのままの形で今日継承されているという事実であり、次にはそれらの入漁権者の操業区域は主として加太浦(内浦)の外部に横たわり、内浦は断乎として加太の独占漁場たるの地位を維持し続けてきたということである。前者は「新規漁法の禁止」なる謂わば法的措置によつて支えられてきた歴史の様相の異視たる文化景観に外ならない。後者には加太地先の自然的環境の役割の大きいことは否めない。このような文化景観(入漁限網)の不変的連続性がいかにして実現してきたのであろうか。これは汲めども尽きぬ自然そのものの豊富性に並行して現われてきたのではなく、「新規の漁法は認めない」社会的規範によつて或る程度不斷に維持されてきた自然の豊富性の無変化なる環境要因を基礎として理解さるべきである。しからばこの規範こそ何を基礎として生れたものであろうか。それはつまりところ加太浦の生産様式以外には求められない。生産様式の固定性が入漁景観の不変化を維持展開せしめた窮極の基盤と考えられる。この生産様式の特徴を理解するために我々は加太浦の経済生活の分析を必要とする。

	働 力		無 働 力		計
	0~5t	5~10	0~5	5~10	
延 繩	17		2		19
樺 刺	10				10
船 籠	4				4
一 本 釣	49		155		204
建 網 樺	8		3		11
突 願 釣	25		55		80
撤 船 釣	30		70		100
船 竿 釣			50		50
樹 網 類	1		20		20
籠			3		4
計	144		358		502 ⁽⁴²⁾

加太町は昭和二五年人口約六二〇〇を数え、古くから「加太千軒」の称あるごとく、人口は高率のままほぼ同一の状態を続けてきたものと思われる。戦前統計の比較的倍濃すべき当時において、町民一人当りの米生産高は僅かに九升（豊作の昭和五年度米と不作の昭和一〇年度米の平均を昭和一〇年の人口数（五八八二）で除す）にすぎなかつた。戦後約一〇町歩の軍用地が町民に返還され耕地化されたが、それも生産力の向上を目的とした墾地法による最低耕地地区

画面積をはかるに下廻つて細分され、従つて水田化の方面ではなく、平均三畝内外に仕切られた自給菜園の形を余儀なくされている。全耕地面積は四五・八町で農家総数二二九、専業二六（一一、四％）、兼業を主とするもの七四（三二、三％）、兼業を従とするもの一二九（五六、三％）である（昭和二五年）。これに対し漁家総数は三三四（大川部落一〇、深山部落六戸にすぎない）、専業二九〇（八六、八％）、漁業を主とするもの一三（三、六）、漁業を従とするもの三一（九、三％）である（昭和二四年）。漁業協同組合員三六五名（三六五軒）、漁船は表のごとくすべて五トン以下の小規模で無動力三五八、動力一四四、計五〇二隻となつている。その内釣漁に属する船数は三七四隻で全体の七五％を占める。但し上表中釣漁以外の漁船も容易に釣船に変わり得るものであるから、漁船はすべて釣船といつてもよい実情にある。さて加太町における漁業生産のウェイト即ち漁業依存度を適確に測定することは至難であるが、無動力船は乗組員平均一・五人、動力船は平均三人であるから、常時操業する漁船数を総数の七〇％と見積つても、その乗組員数は約七〇〇名となる。彼等はすべて各々生計責任者ではないとしても、彼等によつて支えられる人口は町民の過半数に達すると推定され、更に間接的な魚商や加太特有の魚行商（正確な数は捉え難いが概数二〇〇名）、加工業者等を考慮するときは町民の約七割が直接間接に漁業に依存していると考えられよう。

（註）今日この行商は五〇—三〇〇万円程度の資本を有する海苔専門遠隔宿泊行商、高級鮮魚仲買兼行商及び小資本の日帰塩干鮮魚行商に区分され、最後のものは専ら婦女子であり、その数も庄

例的に多い。近距離行商からやがて非海産物の遠隔行商へと進出することはたとえ「オタタ」の場合（野沢浩、松前町の行商について、地理論叢、第七輯）や津留などにその例を見るのであるが（吉田敬市、日本に於ける家舟的聚落の調査、東亞人文学報、一卷一號）、加太では遠隔行商もすべて海産物を取扱つてゐる。

しかし海苔のごときは勿論地元産ではなく和歌海苔、浅草海苔その他全国産に及び、戦前は朝鮮からも仕入れていた。魚販女（通称かだのおばさん）の商品は決して鮮魚のみに限られてゐるのではなく、塩干魚及びその他雑多な得意先の註文の商品にも及び、行商の場所、距離及び季節によつても種々異つてゐる。しかし塩干魚にせよまた鮮魚においても、加太で捕獲されたものよりもむしろ早朝和歌山市の市場で仕入れたものの方が多い状態で、本邦海産物を以て農産物と交換せざるを得なかつたことによつて発生した行商（柳田国男編、海村生活の研究八二頁）もここでは今や別の理由も加わつて半ば専門化している。高級鮮魚たとえば鰻のごときは、瀬戸内の鰻網によるそれに比すれば著しく高価ではあるが、専ら特定の大坂の高級飲食店の裏口に運ばれることによつて公然たる市場競争をまぬがれてゐる。

次に漁獲物の内容とその価値を見ると、漁獲量はたこ（一、五万メ）、たい（一、二五）、はまち（〇、七）、以下いわし、なまこ、いか、いさぎ、はげ、さわら、いせえび等の順であり、貝類としてはさざえ（七二、六万メ）、生和布（五、〇）、かもぢ等の順であるが、これを金額からするとたい（二四、六百万円）、はまち（九、一）、たこ（七、八）、いか（一、九）、さわら（一、五）、いせえび

（一、二）、はげ（一、二）、はも（一、〇）、いわし（〇、七五）、生和布（三、二）、かもぢ（一、七）となつてゐる。（昭和二六年）に従つてたい、はまち、さわら等の高級鮮魚は断然高い比重を持つことになる。なお漁期の点から見てもたこは七月をピークとして三月から一〇月に限られてゐるに對し、たいは五、六月はやや漁獲は少いがおむね周年捕れる点もまた鯛の価値を高めることになる。

鮮度を維持する必要と各種高級魚の漁期の周年性とは漁民をして沿岸一本釣に膠着せしめる大きな要因であつた。鮮度維持の必要は高級鮮魚にあつてはいうまでもなく近傍都市に封建下、資本主義下を問わず上層購買層が存在していることによつて生じた。明治末年の加太輕便鉄道（今日南海電鉄支線）竣工以前は函は大阪、和歌山方面へは和船政は汽船で輸送したが、「鯛、鰻、鱈等の魚類は和歌山市に荷車にて運出して売却するを例とす」（海草郡誌、七七五頁）とあるのは当時において可能な鮮度維持の最良の手段を示すものであり、高級鮮魚は今日の前註のごとき男子の仲買兼行商によつて行われている。なお零細一本釣の発生と存続に強く作用した要因としての自然環境は風波を遮る湾入の存在と魚族の豊富な生棲、ならびに、大規模な地曳網及び定置網漁業の発達によるそれらの企業への漁民の吸集の可能性が地形的に海流的に乏しかつたということが挙げられねばならない。

（註一）九十九里浜の「地曳網の創始は紀州人某の伝習に係る」（日本水産探採誌、七三頁）とか元和年間紀州賀田浦の漁夫大浦七重郎が下総片浜矢の浦で始めて細網を使用した（木島甚久、日本漁業史論考、三一頁、山口和雄、日本漁業経済史、六二頁）

ということによつて加太漁民の関東出漁が大きく評價され相であるが、藩政当時の出漁關係を詳細に記述している旧藩時漁業制度資料では紀州漁民の関東出漁は有田郡、日高郡の漁村に多く、海草郡に關しては全くその記載を見ない点からして、少くとも関東出漁は加太浦の本来の姿ではなかつたと考えられる。またこの一本釣なる原始的な漁法は多くの隱居に見られるごとき(山崎芳正、島崎性)に關する考察、東大、地理学研究、一九五二(昭和27)年、漁業が産業の副業として営まれることから生ずる漁業技術發展のある種の限界によつて結果した後進性と同一に考えらるべきではない。(註2)明治三十六年加太が専用漁業権を出願した際の漁種は刺網、堅釣、潛釣、延籠、銚突漁であり、特別漁業権としては鰯、鰺、鰯、鰯の地曳網及び鰯、鰯掛曳網が申請されている。かかる網漁業は従前、漁獲の「百分の五十網主五十は曳子」(前掲制度資料、九六頁)によつて行われ、かかる歩合制が大正末期頃まで続いていた。従つて当然制主網子の身分關係が維持されていたのであるが、何分にもそれらの曳網類は地形的に小數かつ小地積に局限され、大企業として一浦支配のごとき發展を示す余地もなく、その後、魚族接岸の急減によつて益々衰退せざるを得なかつた。現在共同漁業権としてなお地曳網類六統を保有(個人持)しているが、単に遊覧客の慰みとしてその求めに応ずる程度にすぎない。また大規模定置漁業はその性格上浦浜を挙げてヒエラルキを構成した例に乏しくないが、加太地先ではその發達も見られなかつた。もつとも加太では定置漁業は一般普及期よりややおくれ大正一一年大川地先で行われたが十分な成果を示さなかつた。

元來加太地先は鰯網のため定置の操業を著しく困難ならしめていた。現に昭和二三年漁場賃借契約の下に沖ノ島外部で和歌山市の商業資本家が落網を張つたが、波浪の上下運動がはげしく漁獲はくらげばかりであつたため直ちに撤去した事實があり、また二六年香川県引田町の企業家も同じく沖ノ島北東湾入(鰯葉浦)で鰯網を試みたが、鰯が流されてこれまた失敗に陥した。このように加太地先はたしかに見かけ上の定置の好漁場ではあるが、地元漁民自身は早くから定置には見切りをつけているようである。

なお沿岸膠着性を打破する一契機は一般に漁船の動力化にある。このことは漁場の拡大(長時間持続性)、魚群捕捉力の増大、人間食糧の燃料による代置(清水弘、小沼勇日本漁業經濟發達史序説一〇〇頁以下)を通じて生産力の増強をもたらす理であるが、前表のごとき加太における漁船の動力化は、その規模からも察せられるように漁場の拡大へと作用しなかつた。もつとも前表のごとく友ヶ島外部を主漁場とする延籠船はほとんどすべて動力化し、釣漁においてもまた日々の操業時間を延長はしたが、動力化は主として地先漁場内における潮流のよりよき克服にのみ適用されているにすぎない。つまり下げ釣(潮汐流に従う流し釣)の繰返しにおける反潮流航行及び一日三回の流向の変化を見る中ノ瀬戸の操業等に使用され、この限り従来の無動力当時困難視された漁場の容易な利用が可能となり、結果、生産性の向上を來したが、外延的な漁場拡大をもたらさなかつた。動力化が一定種の漁場内にとじこめられる結果魚族の減少をきたし、人工海堆(築磯)の設置を必要とすることにもなり、今日のところ依然一本釣のための動力化の限界を超えていな

いのである。

良好な海底地形と海域、及びその上に施される社会的措置によつて温存される各種魚族に富む沿岸漁場の優秀性。高級鮮魚需要の特定購買層の近接性の歴史的存続（このことは加太を以て特に資本主義発展下の要請に於ける魚族の大量獲捕を目的とする沖合漁業への一般的発展とは別個の、しかも強く資本主義機帯に文字通り寄生する謂わばかつての御菜浦のごとき性格を与えてきている）。以上によ來する生産様式（零細一本釣漁業）の本質的不変恒常性。これが（旧）漁業法当時の、いな藩政当時の入漁景観を漁業制度改革以後においても、ほとんどそのままの形で持込んだ基盤であろうと思ふ。

謂うまでもなく入漁関係がそのまま残存することについては、そのすべてが生産様式の不変性からのみ説明され得るとは限らない。地元の漁業がその周辺に比して著しく技術的後進性を示すが故に、むしろ先進漁浦の入漁を認め、その入漁料を目当てに生活を維持してきたような、たとえば伊豆諸島の静岡、神奈川、千葉諸島の諸浦に対する関係のごときは（水産事務所調査所、東京陸島水面使用状況調査報告）そうした入漁残存の可能性をほらむものであり、また同程度の技術的水準を示しながら、旧來の入漁権者側に政治的にある種の勢力があることを一つの理由として、入漁受入側の希望に反して、止むなく入漁を認めざるを得ない場合もあるであろう（掛橋・大島調査報告書）。また関係浦の互恵的相互入漁の連統としての残存。入漁種の内容が入漁受入側にとつて経済的に問題にならない程ささいである場合。更に沖合、遠洋漁業等への発展に伴つた謂わば

空巢的権区への近村の入漁の場合等考えられる理であるが、加太地先のそれは、以上とはその類を異にし、歴史地理的に裏付けられた漁撈手段の固定化に基づいて存続するところにその目立つた特色が見出されるのである。

紙数の関係上、由良地先への従前の入漁は制度改革を契機として消滅したことを誌すに止めておきたい。

附記。この報告は「漁業権区設定に関する地理学的基礎」に対して与えられた昭和二八年度文部省科学研究費による調査の一部である。
（一九五三、九、三〇日記）